

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	「JCIS及びコリンズ・テクリス検索システム」の利用	その他	(一財) 日本建設情報総合センター	3,481,550	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—
2	電子調達システム用パソコン等機器一式【再リース】	情報処理	(株)JECC	8,764,800	令和7年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	—

随意契約理由書

1 案件名称

J C I S 及びコリンズ・テクリス検索システムの利用

2 契約相手方

一般財団法人 日本建設情報総合センター

3 随意契約理由

公共工事または業務の適正な履行体制の確保及び不良不適格業者の排除を行うために、公共工事または業務の実績情報や技術者情報の調査を実施する必要があるが、これらの調査を効率的に実施するためには、公共工事・業務の入札・契約・施工の各段階における情報を集積、処理し、一体的に検索可能な J C I S（発注者支援データベース・システム）検索提供サービス及びコリンズ・テクリス検索システムの利用が必要不可欠となっている。

よって、本サービスを提供している一般財団法人日本建設情報総合センターとの利用契約が不可欠であると判断するものであり、同者と特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

契約管財局契約部制度課（契約制度グループ）

06-6484-7062

随意契約理由書

1 案件名称

電子調達システム用パソコン等機器一式【再リース】

2 契約相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

本件は、現在借入契約している機器について、借入期間満了後も継続利用するものである。

本機器は、電子入札を実施するための専用の機器として必要不可欠なものであり、現行システムの廃止予定日である令和8年9月末まで運用する必要があるが、現行システムの残りの運用期間のために新たに専用端末を調達するとなると、機器更新を実施する際には、ソフトウェアのインストール、環境設定、ネットワークへの接続作業及び動作確認テストなどさまざまな作業が発生し、設定費用を別途要することになる。

本機器については、本市が求める性能・品質等を満たしたうえで、安定稼働を続けており、継続利用することが可能な状態にある。今回継続利用することで、業務に影響を及ぼすことなく、またリース費も抑えられるなど、本市にとって最も経済的でありかつ合理的である。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記の契約相手方と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

契約管財局契約部制度課（契約制度グループ）

06-6484-7063